



患者様へのご案内



(地独) 東京都立病院機構 都立豊島病院

特定看護師が在籍しております。

当院では厚生労働省の「特定行為に係る看護師の研修制度」における研修を修了した「特定看護師」が在籍しております。特定認定看護師は、患者様の病気による体調の変化や背景を総合的に判断して、看護を基盤に、特定行為も含めた質の高い医療・看護を効率的に提供することを目指しています。

特定行為とは？

医師の診療の補助です。医師が特定看護師に診療の補助を行わせるための指示（手順書）によって行われます。患者様の状態に合わせタイムリーに実施できます。

特定看護師が実施できる特定行為

- 1.床ずれや治癒に時間を要している傷の治療における血流のない不要な組織を除去します。
- 2.傷に対して陰圧をかけた治療を行います。
- 3.浅い皮膚に入っている管を抜きます。



※特定行為が実践できる認定看護師は、この名札に**特定認定看護師**と表記しています。

対象となる患者様には、事前にご説明し、同意を得たうえで特定行為を実施させていただきます。同意を得た後に拒否することも可能です。またそれにより不利益が生じることもございません。

特定行為に関するお問い合わせ

特定行為に関する問い合わせは、下記までよろしくお願いいたします。

場所：2階 患者の声相談窓口
地方独立行政法人 東京都立病院機構 都立豊島病院